

# 須坂市パートナーシップ届出制度

## ガイドブック



須坂市

# 1 はじめに

## パートナーシップ届出をお考えの皆様へ

須坂市は、性別・国籍・障がいの有無などの特性を超えて、互いに多様性を認め合い、人権を尊重し合える社会の実現を目指しています。

この理念のもと、二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を約束した関係であることを市に対して届出を行い、市が届出書を受領したことを公的に証明する「須坂市パートナーシップ届出制度」を制定しました。

この制度は、法的な効力（婚姻や相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重し、須坂市として応援するものです。

パートナーシップ届出制度の導入により、性の多様性の理解を広め、生きづらさや偏見、差別等を解消し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

# 2 須坂市パートナーシップ届出制度とは

「須坂市パートナーシップ届出制度」は、性的マイノリティ（★）の方が、大切なパートナーとともにその人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度です。

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が制度の利用を希望する場合に、お互いを人生のパートナーであることについて市へ届出を行い、市は届出受領証等を交付して、届出があったことを証明します。

なお、届出受領証等には、お子様（パートナーいずれかの実子又は養子）の氏名等を記載することができます。

（★）性的マイノリティ：性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者をいう。

### 3 届出をすることができる方

パートナーシップ関係にある旨の届出をするには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方がともに成年（満18歳）に達していること
- (2) 双方がともに届け出るパートナー以外の方と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。  
戸籍抄本で確認します。外国籍の人は婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- (3) 届出者以外の方とパートナーシップの関係にないこと  
すでに届出以外の方とパートナーシップ届出を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でのパートナーシップの届出等を行っている方は申請できません。
- (4) 届出者同士の関係が近親者でないこと  
民法の規定により、婚姻することができない関係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）にある方は届出することができません。（9ページ 参照）
- (5) 少なくともどちらか1人が須坂市民であること（市内への転入予定含む）  
2人のうち、少なくともどちらか1人が須坂市に住民票があれば、届け出できます。

## 4 届出手続きの流れ

### (1) 事前予約

届出を希望される日の原則7日前(土日、祝日、年末年始を除く)までに、電話またはメールで予約してください。届出日時、必要書類等の調整・確認を行います。

須坂市役所社会共創部 人権同和・男女共同参画課 人権同和政策係  
TEL 026-245-0909 (課専用)  
E-mail: [jinken@city.suzaka.nagano.jp](mailto:jinken@city.suzaka.nagano.jp)

- 届け出できる時間 平日 午前9時～午後4時  
※ 届出日時の状況により、ご希望に添えない場合があります。
- 予約時には、次のことをお伝えください。
  - ① お二人の氏名(通称名)
  - ② 電話番号またはメールアドレス
  - ③ 届出希望日時

### (2) 届出

届出は、プライバシーに配慮し、個室で行います。

届出場所：須坂市人権交流センター 会議室(須坂市大字小山 1264-4)

- 予約した日時にお二人揃ってお越しください。
- 市職員の前で、「須坂市パートナーシップ届出書(様式第1号)」、「須坂市パートナーシップ届出に関する確認書(様式第2号)」に自署(★)し、提出してください。

(★) やむを得ず代筆させる場合は、代筆者の署名が必要です。
- 本人確認書類による本人確認を行います。
- 必要書類(4ページ)を提出してください。
- 届出は無料です。

※ 届出に必要な書類の交付手数料は自己負担になります。  
※ 書類不備や不足がある場合は、届出を延期する場合があります。

### (3) パートナーシップ届出書受領証等の交付

パートナーシップ届出受領証明書(1通)と受領証携帯用カード(2通)を交付します。

- 書類に不備や不足等がなければ、即日交付します。
- 転入予定の方は、転入後の住民票の写しを提出した後、交付します。

## 5 届出時に必要な書類

届出をする場合には、届出書、届出に関する確認書のほか、要件確認と本人確認のため、次の書類が必要です。

### (1) 住民票の写し又は、住民票記載事項証明

- 3か月以内に発行された住民票の写し等をお一人1通ずつお持ちください。
- お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されているものを1通で構いません。
- 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※ お二人とも市外の場合は、少なくともお一人が須坂市に転入予定であることを確認できる書類が必要です。（転出証明書等）

### (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

- 3か月以内に発行された戸籍抄本等をお一人1通ずつお持ちください。
- 戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。（取得方法は本籍地の市町村の窓口にお問い合わせください。本籍地が須坂市以外の場合、取り寄せに日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。）
- 外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する書類（独身証明書等）に日本語訳を添付して提出してください。

### (3) お子様の氏名を記載するとき提出が必要な書類

#### ① 「届出受領証等に係る子に関する届出書」（様式第6号）

- お二人の双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子（パートナーいずれかの実子又は養子）に限ります。

※ 里子は対象となりません。

#### ② 住民票の写し、戸籍抄本など子との関係を確認できる書類

- (1)又は(2)で提出するお二人の住民票の写し、戸籍抄本などから、子との関係を確認できる場合は、お子様の分の書類を別に提出する必要はありません。

(4) 本人確認ができる書類

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード（個人番号カード）</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・運転免許証</li><li>・国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険証、健康保険、又は介護保険被保険者証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険の証書</li></ul> ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国、地方自治体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの （「※」の書類のみが2枚あっても確認できません。その他の書類（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせて提示してください。

● 通称名の使用を希望される場合の確認書類

通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）の提示が必要です。

## 6 届出後について

変更、再交付、返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。

### (1) 届出事項の変更（様式第7号）

住所や氏名、お子様の氏名の変更等により、届出書に記載した事項に変更があった場合、「パートナーシップ届出事項変更届」を提出してください。

- 変更内容を確認できる書類を一緒に提出してください。
- すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※ 本人確認書類をお持ちください。

### (2) 受領証等の再交付（様式第8号）

届出受領証明書や携帯用届出受領証（カード型）を紛失したり汚したりした場合は、「パートナーシップ届出受領証等再交付申請書」を提出していただければ、再交付します。

※ 紛失以外の場合は、届出受領証明書や携帯用届出受領証を添付してください。

※ 本人確認書類をお持ちください。

### (3) 受領証等の返還（様式第9号）

次に該当するときは、「パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届」により届け出て、届出受領証等を返還してください。

- 双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
- いずれか一方が死亡したとき。【(4)もお読みください】
- その他届出をすることができる要件を満たさなくなったとき。

※ 本人確認書類をお持ちください。

### (4) パートナーが亡くなられた場合（様式第9号）

- 万一、パートナーが亡くなられた場合にも、届出受領証等の返還が必要です。
- 「須坂市パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届」により届け出て、届出受領証等を返還してください。

※ 本人確認書類をお持ちください。

【届出受領証等を記念として手元に残したい場合】（様式第 11 号）

- 残されたパートナーの方が希望する場合は、返還された届出受領証等にパートナーが死亡した日の翌日以降使用できない旨を明記し、再び交付を受けることができます。
- 「須坂市パートナーシップ届出受領事実証明書交付申請書兼届出受領証等使用停止処理後再交付申請書」により申請してください。  
※ 本人確認書類をお持ちください。

【お二人がパートナーシップの届出をしていた事実の証明が必要な場合】（様式第 10 号）

- パートナーが死亡したため届出受領証等を返還した後に、お二人がパートナーシップの届出をしていた事実を証明する必要がある場合は、「須坂市パートナーシップ届出受領事実証明書」の交付を受けることが可能です。
- 「須坂市パートナーシップ届出受領事実証明書交付申請書兼届出受領証等使用停止処理後再交付申請書」（様式第 11 号）により申請してください。  
※ 本人確認書類をお持ちください。

(5) 届出が無効となる場合

- 次のいずれかに該当すると認められるときは、当該届出を無効とします。
  - ・ 届出の内容に虚偽があったとき。
  - ・ 届出者が届出受領証等を不正に使用又は改ざんしたとき。
- 届出が無効とされた場合は、届出者は遅滞なく届出受領証等を返還しなければなりません。

## 7 よくある質問

Q 1 須坂市パートナーシップ届出制度への届出により、戸籍や住民票の記載が変わることはありますか。

A 1 届出により、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 2 須坂市パートナーシップ届出制度と結婚（婚姻）はどう違いますか。

A 2 結婚は民法等に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、須坂市パートナーシップ届出制度をご利用したことにより、上記の法的権利や義務が生じることはありません。

Q 3 届出制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

A 3 市へ支払う手数料等の費用はかかりません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料や郵送で届け出る場合の郵送料、交通費などは、届出者の自己負担となります。

Q 4 届出できるのは同性のカップルだけですか。

A 4 制度の利用にあたり戸籍上の性別は問いません。戸籍上の性別が異性のカップルであっても、一方又は双方が性的マイノリティの方で、他の届出要件を満たしていれば、届け出ることができます。

Q 5 通称名は使用できますか。

A 5 性別違和感等で特に理由のある場合には、通称名を使用することができます。（住民基本台帳制度上の通称とは異なります。）

通称名を使用する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上に使用していることが客観的に明らかになる資料）を届出時に提示してください。

通称名を使用した場合には、交付する受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

Q 6 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A 6 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして共同生活において、互いに責任を持って協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q7 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を公的に証明するものが何もありません。届出受領証等を返還しないことはできますか。

A7 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん届出受領証等は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が希望する場合は、返還していただいた届出受領証等の効力を止めて再び交付することができます。また、お二人がパートナーシップの届出をしていた期間があることを証明する「須坂市パートナーシップ届出受領事実証明書」を交付することが可能ですので、ご相談ください。

《参考》 民法の規定により婚姻をすることができない関係  
(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲)

